

〔2〕 広報おおだて

議会の活動

(47.1.1~47.2.14)

◎昭和45年度決算特別委員会

昨年の12月議会定例会で設置、選任された昭和45年度の決算特別委員会は、次の日程で開会され、付託された昭和45年度の一般会計決算をはじめ14特別会計決算は、いずれも認定すべきものと決定しました。

1月18日 正、副委員長の互選と委員会の日程

1月19日 決算・5件の上程、説明、監査報告、大綱質疑

1月20日 書類審査

1月21日 一般会計款別審査

1月22日 特別会計別審査

1月24日 総括質問、意見調整、確認決定

◎教育産業常任委員会

1月11日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の2件は採択と決定しました。

(1)請願第20号学校給食における米飯給食の実施について(大館農協)

(2)陳情第46号花岡沢林道日影沢支線改良工事に伴う林道用地の取得等について(白沢営林署)

1月17日 総合公営卸売市場のせり売り状況観察

1月26日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の4件は採択と決定したほか、農業、林業等の現況と将来について協議しました。

(1)請願第21号公民館の建設について(白沢部落)

(2)陳情第43号長根山シャンツェ整備調査費計上について(大館スキークラブ)

(3)陳情第44号中央公民館全面改築について(大館芸文連)

(4)陳情第45号市町村芸術文化団体の育成に伴う補助金増額について(秋田県芸文協、大館市芸文連)

2月2日 付託された請願、陳情は継続審査とし、東北新幹線誘致に関して、当局の報告を受けた協議しました。

2月9日 酪農関係について協議したほか、駿河内小学校、白沢公民館、日影沢林道、東中学校、桂城小学校等を現地調査しました。

◎厚生常任委員会

1月12日 付託された陳情は継続審査とし、福祉関係、消防関係について、当局の報告を受けました。

2月8日 付託された陳情は、再度継続審査としました。

◎議会運営委員会

1月14日 議会費予算(47年度当初、46年度補正)の見積りについて、協議しました。

◎建設水道常任委員会

1月28日 川口簡易水道事業の現況および御成町火災復興事業等建設土木事業の現況について、報告を受けたほか、墓地公園その他の現地調査をしました。

2月7日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の8件を採択したほか、建設課および水道課所掌事項について報告を受けました。

(1)請願第15号道路整備と排水処理について(御坂)

(2)陳情第24号道路の拡幅について(大森部落)

(3)陳情第34号消防道路と側溝整備について(田代町)

(4)陳情第35号国鉄大館駅構内「松木踏切」の立体交差化実現について。

(5)陳情第37号排水溝設置と道路整備について(御成町三丁目)

(6)陳情第39号市道414号線一部舗装新設工事について(末広町)

今すぐ納めよう、国民年金

6月30日まで

納付

しないと年金受給権が失権

生年月日	被保険者期間	保険料満期
明治44年4月2日から	10~14年	10年
大正5年4月1日まで		
大正5年4月2日から	15~19年	10~15年
大正10年4月1日まで		
大正15年4月1日まで	20~24年	16~20年
大正15年4月2日から	25~28年	21~24年
昭和5年4月1日まで	29~32年	25年
昭和9年4月1日まで		

※未加入の方が加入し、年金権を満たすためには、昭和36年度分から昭和44年度までの期間を年令に応じてさかのぼって納付することになります。保険料は、月450円となります。

保険料は、満2年を過ぎると納付することができないことがあります。未加入者の解消をはかるために法の改正がおこなわれ、納付特例により47年6月30日までは2年を過ぎた保険料を納付してもよいことを認めています。

該当される方は、至急、厚生課年金係まで届け出るようにしてください。

-交通-災害-共済-

■あてはまる交通事故

日本国内で、自動車、オートバイ、自転車などに乗車中または歩行中にこのような車により事故が起こり、死んだり、けがをしたとき。

ただし、歩行者(自転車等を押して歩いている場合を含む)、自動車等に関係のない自己過失による事故、牛馬車、リヤカー、そりによる事故は、災害共済金支給の対象になりません。

■加入できる人は

県内の市町村に住んでいる方で、住民基本台帳に記録されている方、または、外国人登録をしている方なら、どなたでも加入できます。

■掛金 1人300円

(年度途中に加入しても300円)

◆大館市の特例

◆小学校の新入生には、掛金の全額を市で負担して加入させます。

◆その他の小・中学生には、掛金300円のうち50円を市で負担します。

■共済の期間.....

4月1日~よく年の3月31日までの1年間。

■加入申込みの受け付

申し込み書に掛金をそろえて下記へ申し込んでください。

◆公害課(別館1階)

◆花矢支所及び各出張所

▲災害共済金

◎死亡 50万円

◎自賠法施行令別表の等級

区分の第1級各号の障害 20万円

◎6ヶ月以上の治療を要する傷害とし、勤務に服するまでの期間とする。ただし

1週間に1日の実治療日数を要する。

10万円

◎5ヶ月以上 " 8万円

◎4ヶ月以上 " 4万円

◎3ヶ月以上 " 3万円

◎2ヶ月以上 " 2万円

◎1ヶ月以上 " 1万円

◎1週間以上の治療を要する傷害 5千円

市県民税の申告

3月15日まで

に誘致しよう